

○岸田内閣大臣 まず、中国公船によるたび重なる領海侵入、これは極めて遺憾なことであり、この領海侵入、確認されるたびに、中国側にはしっかりと抗議をし、申し入れは行っているところですが、こうした毅然たる態度は、これからもしっかりと続けていかねばならないと思っております。

加えて、国際社会に対してしっかりと発信せよという御指摘をいただきました。

先ほど、委員の話の中にもございましたように、中国が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは一九七一年以降であるとの認識をしております。国連機関による調査の結果、東シナ海に石油埋蔵の可能性があると報告書が一九六九年五月に発表されておりますが、その後、国際的な注目がこの地域に集まり、そして一九七一年以降、中国が独自の主張を始めたとの認識をしております。

そして、一九五〇年代、六〇年代、尖閣諸島が日本の領土であることを前提として作成された中国側の資料があること、これは既に確認をされております。日本政府としては、それら資料の一部を既に外務省のホームページに掲載するなど、尖閣諸島に関する国際的な情報発信を行う上で積極的に活用しているところであります。

そして、きょうも貴重な資料を御指摘いただきました。こうした資料も含め、ぜひ、さまざまな資料を活用しながら、戦略的な対外発信を続けていかねばならないと認識をいたします。

○原田義委員 続いて安倍総理にお願いしたいと思っております。

今、外務大臣にお答えいただきましたけれども、おかげさまで昨年の十一月、日中首脳会談が実現しました。私は、この機会に、習近平主席にも全く同じことを言っていたかと思っております。公船でよその領海を荒らすようなことは断固としてやめてくれというところでございます。

とりわけ、この資料で、習近平さんが恐らく尊敬しておられるだろう毛沢東主席、御先祖がこ

までしっかりとした資料を残してくれているわけでありまして、ぜひそのことをお話ししていただきたいと思うのと、もう一つは、安倍総理が地球儀を俯瞰する平和外交、いろいろな国に行かれるわけでありまして、その際にも、やはりこの地図、この案件をしっかりと持参していただきまして、そして、そういう第三国に判断してもらい、どちらが正しいのか、どちらが間違っているのかということをお断りしていただくことが必要だろと思うので、ぜひその二つ、对中国、習近平さんに対して、そしてやはり国際社会に対して、ぜひとも訴えていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○安倍内閣総理大臣 今まさに委員が新しい資料をもってお示しをいただいたように、尖閣諸島は歴史的にもそして国際法上も我が固有の領土であります。今後ともこの姿勢、今までも一貫してきたわけでありまして、この姿勢が変わることはありません。現に、我が国はこれを有効に支配しております。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在をしない、これは明らかでございます。

大切なことは、私も昨年のシヤングリラ会合で海の三原則ということを主張したわけでありまして、主張するときにはしっかりと国際法にのっとって主張をする。そして、武力、力による威嚇は行つてはならない。つまり、力によって現状変更を試みようとしてはならないということでありまして、そして、何か問題があれば国際法にのっとってそれは解決する。これからも、この立場をしっかりと主張していきたい。この主張は、ちなみに、会場にいる多くの国々から支持をされたものであります。

そして、中国が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは、御指摘のように、一九七一年以降のことでありまして、一九九五年からこの年までは全く中国はその主張をしてきていなかった。これは、国連機関による調査の結果、東シナ海に石油埋蔵の可能性があると報告書が一九六九年五月

に発表され、尖閣諸島に国際的注目が集まってから後のことでありまして、中国公船によるたび重なる領海侵入は、極めて遺憾であります。我が国の領土、領海、領空は断固として守り抜くとの決意のもと、毅然かつ冷静に対処していく考えでございます。

○原田(義)委員 力強いお言葉、外務大臣、さらには総理からいただいたところであります。

ちょうどこの間の新聞で、南シナ海でも中国がフィリピンとの間で巨大な軍事基地をつくらせているというふうな報道もありました。私は、ASEAN諸国の皆さんにもこの事実をしっかりと知らせて連帯の輪を広げていくべきだ、こう思っております。

実は、私もここまで公の場で言った以上、やはり何かせないかぬ。政府に頼むだけではだめなものですから、私は、この話を、この地図を持って中国大使館にも早速行ってきたいと思っております。その上で、もし許されれば、北京にも行って、これを断固として突きつけて、もうとにかく、変な侵入はやめろということをお願いしたいと思います。

そして、私は、それ以上に、また、国際社会にこのことを訴えなさいいけないという意味では、外国人記者クラブにもあした以降予約をしておりまして、これを国際社会にも訴えていく。これは、国際社会はみんな、良識と常識でもってやってくれるもの、そう思っているところであります。

最後に、正義なき力は暴力である、力なき正義は無効であるという言葉があります。もう一回言います。正義なき力は暴力である、力なき正義は無効である。これは、インド独立の父のマハトマ・ガンジーが言われたということでありまして、もう説明の要は要りません。

日本は常に正しいことを訴えておりますけれども、だからといって、そのことが通ずると思いません。正しく、そして強さのバックアップがなければ、それを主張し続けることはできないわけ

でございます。そういう観点から、ぜひとも安倍内閣が、また、国際社会のために、日本のために御活躍いただけてますことを心からお祈り、お祈りいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○大島委員長 これにて原田君の質疑は終了いたしました。

次に、國重徹君。

○國重委員 おはようございます。公明党の國重徹でございます。

このような機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、公明党におきましては、昨年九月にヘイトスピーチの問題対策プロジェクトチームが設置されました。私は、その事務局長を務めさせていただいております。そういったことから、きょうはまず初めに、ヘイトスピーチに関して何点か伺いをしたいと思います。

先月十九日、総理はイスラエルの国立ホロコースト記念館を視察されて、その後、次のように演説をされました。一部抜粋になりますが、ここで紹介をさせていただきます。

特定の民族を差別し憎悪の対象とすることが人間をどれほど残酷にするのか、そのことを学ぶことができずにはいけません。差別と戦争のない世界、人権の守られる世界の実現に向け、働き続けなければなりません。さきの大戦終結から七十年、そして、アウシュビッツ解放以来七十年でもある本年、このような悲劇を二度と繰り返させないとの決意を表明いたします。

この総理の演説に、私は深い感銘をいたしました。道は険しかりとも、総理のおっしゃる、差別と戦争のない世界、人権の守られる世界の実現に向けてありとあらゆる努力をしていく、私もそうですし、ここにいる議員の皆さんも同じ思いを共有していることと思っております。

ただ、総理、残念ながら我が国でも、特定の民族や人種に対する差別や憎悪をおおる、いわゆる

「ヘイトスピーチを伴うデモが各地で頻発をしてお

ります。京都の朝鮮学校へのヘイトスピーチをめぐる裁判においては、ゴキブリ、ウジ虫、朝鮮半島に帰れ、保健所で処分しろ、犬の方が賢いなどといった発言が人種差別に当たり、法の保護に値しない、違法であるとの判決が、昨年十二月九日の最高裁判所の決定で確定いたしました。

そこで、総理、イスラエルにおける総理の差別のない世界の実現という演説、そしてヘイトスピーチが人種差別に当たるとの司法判断が下ったことを踏まえ、改めて、ヘイトスピーチを含む人種差別についての総理の基本的認識をまずお伺いいたします。

○安倍内閣総理大臣 一部の国そして民族を排除しようという言動や人種差別のあることは、極めて残念であります。あつてはならないことと考えているわけでありまして、先日のホロコースト博物館視察では、先ほど御紹介をいただいたように、特定の民族を差別し憎悪の対象とすることが人間をどれほど残酷なものにしてしまうのか。

ヘイトスピーチにおいてもそうなんです。もしその言葉を自分に向けられたらどんな思いがするのかわかりませんが、自分の子供や家族はどんな感じを持つのかという、いわば想像をめぐらせれば、絶対そんなことはしてはならない、言つてはならないということはずいぶんわかるわけですが、差別感が憎悪を駆り立て、そうした理性的な思考をとめてしまうということではないかと思えます。

私自身、差別と戦争のない世界、人権の守られる世界の実現に向けて働き続ける決意を明らかにしたところでございますが、確かに、委員がおっしゃるように、まだまだ道は険しいわけですが、一人一人の人権が尊重される、豊かで安心して暮らせる成熟した社会を実現していくことが重要である、このように考えております。

○國重委員 ありがとうございます。総理の今おっしゃられた考えのもと、法務省の人権擁護局は、例えば、「ヘイトスピーチ、許さ

ない。」をメインコピーとしたポスター、今示しているポスターですけれども、こういったポスターやリーフレットの配布、インターネット広告の掲示などを実施しております。これらの取り組みについては、私も評価できるものだと思います。

ただ、今取り組んでいる対策だけで、被害者の救済として十分と言えるのか。今月六日、我が党のヘイトスピーチ問題対策プロジェクトチームで、ヘイトデモが繰り返され行われた東京の新大久保地域に行つてまいりました。そこで地元のお店主の皆様を初めさまざまな方からお話を伺つて、より一層の対策を講じていかないとけないと私も実感しているところでございます。

では、いかなる対策が考えられるのか。特定の個人や団体に対して向けられたヘイトスピーチについては、現行法で名誉毀損罪、侮辱罪等の刑事罰の対象になり得ます。問題は、不特定多数が属する人種集団全体に向けられたヘイトスピーチでございます。これは、現行法では一般的に刑事罰の対象になりません。また、民事でもそれ単独で不法行為と構成することは困難です。

実際にあったヘイトデモにおける発言ですが、北朝鮮人を強制収容所にぶち込め、たたき出せ、おまえたち腐れ朝鮮人どもは全ての病原菌のもとである、こういう聞いた聞かぬにたえないばり雑言を吐いて町を練り歩く街宣活動をしていても、それが朝鮮人また韓国人といった人種集団全体に対して向けられたものであれば、これを現行法で対処することは著しく困難です。こういったヘイトデモが毎週のようにこの日本で公然と繰り返されるんではないかと。

このようなことから、ヘイトスピーチに対して法整備をすべきだという意見がございます。昨年八月、国連の人種差別撤廃委員会も、日本政府に対して、ヘイトスピーチについて法規制をすべきだという勧告を出しております。各地の地方議会も多くも、多くとは言いませんけれども、今続々とですけれども、各地の地方議会も、法整備を合

む対策を国に求める意見書を相次いでまとめております。

ただ、総理、総理も御存じのとおり、法整備については、例えば刑事規制は、恣意的な運用によつて正当な言論活動まで規制、弾圧される危険性もござります。したがって、憲法第二十一条が保障する表現の自由との関係で慎重な検討が必要になつてまいりました。他方、法整備には、濫用の危険が伴う刑事規制ではなくて、総理がおっしゃった、人種差別は許さない、こういった理念を定めた理念法というものも考えられます。

そこで、総理、ヘイトスピーチに対する法整備について総理がどのようにお考えか、見解をお伺いいたします。

○安倍内閣総理大臣 ただいま委員が、実際にあった例として発言を紹介されました。そういう発言があること自体、極めて不愉快、不快であり、残念であります。そういう発言をすること自体が、実はみずからをおとしめていることになり、そういう発言が行われると日本をおとしめることにつながる、私はこのように思います。

他方で、いわゆるヘイトスピーチと言われる言動の規制については、個々の事情、事案の具体的状況を検討する必要があります。一概に申し上げることは困難であります。いわゆるヘイトスピーチへの対応としては、現行法の適切な適用のほか、啓発活動により差別の解消につなげていくことが重要であると考えております。

議員御指摘の理念法の立法など、さまざまな議論があるところでありますが、立法措置については、これは各党における検討や国民的な議論の深まりを踏まえて考えていきたいと思つております。

○國重委員 総理のお考えはわかりました。私は、個人的には、時間をかけて丁寧な議論をした上で話で許すけれども、表現の自由には十分な配慮をしつつも、理念法等何らかの法整備が必要ではないかと考えております。その上で、総理にお願いがございます。

を發揮していただければ、政治的にさまざまな対策を講じることができると。二〇二〇年には東京オリンピック・パラリンピックがあります。多くの外国人の方がこの日本にやつてまいります。その方々は、この日本をよくよく見るはずですから。これは戦後七十年の節目のときでございます。今こそ、総理の強いリーダーシップで、ヘイトスピーチを含む人種差別の根絶に向けて、政府を挙げて全力で取り組んでいただきたいと思つております。

そして、その対策を有効なものとするためには、まずは被害の実態調査をして、差別を受けて苦しんでいる人たちが、子供たちの声をしっかりと聞いていくことも必要でしようし、また学校教育における人権教育の強化や、入居差別の是正に向けた指導、そして、総理や法務大臣が適切な機会に、人種差別は許さない毅然と断言し、繰り返さない切実な、政府が本気でこの問題に取り組んでいる姿勢を鮮明に示していくこと、こういったことも大事になつてくると思つております。

総理、ヘイトスピーチを含む人種差別についての根絶に向けて、政府を挙げてありとあらゆる対策を講じ、また対策を強化していくことが重要と考えますが、総理の見解、決意をお伺いいたします。

○安倍内閣総理大臣 まず、政府として、ヘイトスピーチや人種差別の根絶に向けて、現行法を適切に適用して対処をしていく、同時に、啓発や教育を通じて社会全体の人権意識を高め、こうした言動は許さないという認識を醸成することによつて差別の解消につなげていくことが重要であると考えています。

恐らく、多くの方々は、先ほど御紹介されたような発言に対しては、私もそうですが、強い怒りを持つたんだらう、このように思つております。確かに、委員が御指摘のように、二〇二〇年、東京オリンピック・パラリンピックを控えています。そうした言動がいわば街頭で堂々と行われている。日本はまさにみずからの価値を下げることに陥ります。そして、そうした発言で多くの

人々が傷つけられている、こうした現実を直視しなければならぬ、このように思います。

安倍内閣としては、今後とも、一人一人の人權が尊重される、豊かで安心できる成熟した社会を実現するために、委員御指摘の点も踏まえまして、教育や啓発活動の充実など、さまざまな施策の推進に努めてまいります。

○國重委員 総理、ぜひよろしくお願いいたします。

ヘイトスピーチの多くが在日韓国・朝鮮人をターゲットにしたものですけれども、ことしは日韓外交正常化五十周年に当たります。差別や憎悪の対極にあるものが友情でございます。

私たち公明党は、未来志向の関係を築くべく、ここ二三年の間に、韓国、中国にそれぞれ青年訪中団、青年訪韓団を派遣し、対話を重ねてまいりました。日韓、日中の関係が冷え込んでいるときだからこそ、相互理解を深め、友情の花を咲かせていくために、より一層の日韓、日中の青少年交流の促進が必要だと思っております。現に、日本を訪れた韓国や中国の若者たちからは、訪日前に比べて日本に対する印象がよくなったという声が多く上がっております。

また、二〇一一年に設置されました日中韓協力事務局の設立目的の一つは、三國間の協力案件の探求及び実施を促進することでございます。そこで、青年の力で新たなアジアの時代を切り開いていくために、この協力案件に日中韓三國の青年たちが主体的に関与できる仕組みをつくっていくことが大事ではないかと思っております。

岸田外務大臣、日韓、日中の青少年交流のより一層の促進、そして、日中韓の協力案件に青年たちが関与できる仕組みをつくっていくことが重要と考えますが、これについてどのようにお考えでしょうか。岸田外務大臣の見解をお伺いいたします。

○岸田國務大臣 日中関係、そして日韓関係を考えます際に、青少年は未来の担い手であり、未来を担う世代が互いに理解を深めることは大変重要

だと認識をいたします。

そして、外務省としまして、近年、日韓間の青少年交流の実績、招聘が約一万一千人、派遣が五千六百人、そして日中間の実績は、招聘が一万七千五百人、派遣が七千人という記録があります。こうした事業終了後のアンケートあるいは報告会、こうした際にも、偏見がなくなり、よい印象を持つようになったなど、肯定的な反応が出ております。こうした事業を一層進めなければならぬと考えます。

そして、御指摘の日中韓協力事務局ですが、平成二十二年に設立協定が署名され、二十三年に設立がされており、日中韓三國間の協力案件を洗い出し、その実施を促進することにより、三國間の協力関係の一層の促進に寄与してきておりますが、その活動の中でも複数の青少年関連事業を実施しており、例えば平成二十四年に実施された日中韓青少年交流事業には、三國間の約三百人の青少年が参加をしたということでありました。

今後とも、こうした取り組みは重視しなければならぬと思っております。ぜひ積極的に進めるよう努力を続けたいと考えます。

○國重委員 岸田大臣、ありがとうございます。

では、総理からも、日中、日韓の青少年交流のより一層の促進について一言お願いできますでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 青少年は未来の担い手であり、こうした未来を担う世代同士が国境を越えてお互いの理解を深めることが極めて重要であると思っております。

委員御指摘のとおり、特に中国、韓国の青年が、相互訪問や我が國青少年との交流を通じて、礼儀正しい文化を育む、人権や法をたつとび、礼

自由と民主主義を守り、ありのままの日本を知ってもらうことが重要だろう、このように思います。近年、昨年は中国から日本への観光客は過去最

高となったわけでありまして、その中でもっともつと若い人たちに来ていただきたい。韓国においても、やつとまた増加が始まったところでございます。そういう意味においては、若い皆さんにも、もっと日本を訪れ、日本の若い人々と交流してもらいたいと思っております。

このような青少年交流の重要性を踏まえ、我が國は、韓中兩國からこれまで多数の青少年を招聘してまいりました。例えば、平成二十五年から開始したJENESYS二・〇を通じては、韓国から約二千六百人、中国からは二千三百人の青少年を招聘し、企業や学校を訪問して交流を深め、日本文化を体験すること等を通じて、日韓、日中間の青少年の相互理解と友好の増進を図ってきたところであります。今後も、このような青少年事業をより一層積極的に進めていきたいと考えております。

○國重委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

全ての基礎になるのが、人権であるとともに、命であり健康でございます。日本人の死因の第一位は、がんです。三人に一人ががんで亡くなっております。がん対策は極めて重要でございます。

先日十七日の衆議院本会議代表質問におきまして、我が党の井上義久幹事長が、がん対策を取り上げました。その中で幹事長は、がん教育の全国展開に向けて、医師などの外部講師の活用が不可欠であること、特に医師の確保が課題であり、関係省庁間での協議による解決が望まれると指摘したことに、総理も、がん教育については、医師やがん経験者といった外部人材の活用など、全国展開に向けて検討を進めると答弁をされました。

私も、一昨年十月、東京の暁星中学校で行われましたがん教育の授業参観をさせていただきました。医師とがん経験者による授業でして、がんに関する基本的知識はもとより、命の大切さを深く学ぶことができる、心にしみる、本当にすばらしい授業でした。思春期の多感な中学生も、真剣な

まなざしで聞き入っております。命に向き合っている人たちの言葉の力というのを感じました。

また、がん教育の副次的効果として、子供たちが親にがん検診を勧めようようになります。事実、がん教育の授業を受けた子供たちが親にがん検診を勧めた、そういった子供たちが約五〇%いたというデータも出ております。つまり、がん教育ががん検診促進の決め手になります。がん検診受診率五〇%以上を本気で目指すのであれば、厚労省も、がん教育を十二分に活用すべきだと思っております。がん教育は、将来的に医療費の抑制にもつながります。

がん教育においては、とりわけ医師の確保が重要です。文科省、厚労省がしっかりと連携をとって、医師確保に向けて全力を尽くしていただきたいと思っております。これに関する下村文科大臣、塩崎厚生労働大臣のそれぞれの見解をお伺いいたします。

○下村國務大臣 御指摘のように、学校におけるがん教育を推進するに当たっては、専門的な知識を有する医師、そしてがん経験者の活用が、児童生徒の心に響く授業を行う上で効果的であるというふうに思います。

このような、医師を初めとする外部人材の活用も含め、がん教育の実践的な推進方策を研究するモデル事業を平成二十六年度から、がんの教育総合支援事業として実施をいたしました。この中で、医師等の外部講師の派遣に必要な経費も措置をしております。

今後、このモデル事業の成果を踏まえ、厚労省と連携を図りつつ、医師等の確保に関する方策も含め、適切にがん教育が実施されるように検討してまいります。

○塩崎國務大臣 先生御指摘のように、がん教育というのは大変重要であって、平成二十四年六月にがん対策推進基本計画が閣議決定されておりますけれども、その中でもがん教育は分野別の重要施策の柱の一つとして掲げられているわけで、そ

ろ、がん教育の副次的効果として、子供たちが親にがん検診を勧めようようになります。事実、がん教育の授業を受けた子供たちが親にがん検診を勧めた、そういった子供たちが約五〇%いたというデータも出ております。つまり、がん教育ががん検診促進の決め手になります。がん検診受診率五〇%以上を本気で目指すのであれば、厚労省も、がん教育を十二分に活用すべきだと思っております。がん教育は、将来的に医療費の抑制にもつながります。